**防火管理者フローチャート**

非特定防火対象物

特定防火対象物のうち、⑹項ロの用途があるもの

特定防火対象物

建物全体の収容人員が**30人**以上

建物全体の収容人員が**10人**以上

建物全体の収容人員が**50人**以上

建物全体の延べ面積

建物全体の延べ面積

**300㎡未満**

乙種防火対象物

**500㎡以上**

甲種防火対象物

**500㎡未満**

乙種防火対象物

**300㎡以上**

甲種防火対象物

建物の管理権原者

建物の管理権原者

建物の管理権原者

建物の管理権原者

建物の管理権原者

**複数**

**複数**

**複数**

**１人**

**複数**

**１人**

**複数**

**１人**

**１人**

**１人**

甲種防火管理者

甲種又は乙種防火管理者

甲種防火管理者

甲種又は乙種防火管理者

甲種防火管理者

⑹項ロの収容人員

各テナントの収容人員

各テナントの収容人員

**10人**未満

**10人**以上

**30人**以上

**30人**未満

**50人**未満

**50人**以上

甲種防火管理者

甲種防火管理者

甲種防火管理者

甲種又は乙種防火管理者

特定防火対象物とは

特定防火対象物とは、消防法施行令別表第一におけるもののうち法第17条の2の5に定められている防火対象物で、多数の者が出入りするものとして政令で定めるもの。

　例―百貨店、ホテル、病院、福祉施設等

非特定防火対象物とは

非特定防火対象物とは、特定防火対象物以外の防火対象物をいう。

例―共同住宅、工場、倉庫、事務所等

甲種防火対象物とは

　特定防火対象物で、建物全体の収容人員の合計が３０人以上かつ、建物の延べ面積が３００㎡以上のもの及び、非特定防火対象物で、建物全体の収容人員の合計が５０人以上かつ、建物の延べ面積が５００㎡以上のもの。

乙種防火対象物とは

　特定防火対象物で、建物全体の収容人員の合計が３０人以上かつ、建物の延べ面積が３００㎡未満のもの及び、非特定防火対象物で、建物全体の収容人員の合計が５０人以上かつ、建物の延べ面積が５００㎡未満のもの。

管理権原者とは

管理権原者とは、建物について正当な管理権を有する人、一般的に建物の所有者や管理者、テナントを経営する賃借人。

甲種防火管理者とは

甲種防火管理講習を修了したもので、大規模な防火対象物や、火災発生時に人命への甚大な被害をもたらすと考えられる施設を含む、全ての防火対象物の防火管理者となる資格を有するもの。

乙種防火管理者とは

甲種防火対象物以外の防火対象物の防火管理者になれるもの。例―複合商業施設のテナント等

⑹項ロの防火対象物とは

　　老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設等